言性もが、誰かの、 たからもの。

そうだんじれいしゅう相談事例集

かわれて年5月

しまねけんしょう ふくしか 島根県障がい福祉課



もく 次

少はじめに	
しょう ② <i>障 がいを理由とする不当な差別的取 扱 いとは</i>	2
ごうりてきはいりょ ていきょう ③合理的配慮の提供とは	3
そうだんじれい ④相談事例 ①~⑩	<u>5</u>
⑤各事例について	10
しょう りゅう さべっ かん そうだんまどぐち ⑥ 障 がいを理由とする差別に関する相談窓口	12
さんこうじょうほう ⑦参考情報	14



①はじめに

- ・ 平成28年4月 | 日施行の障害者差別解消法では、障がいを理由とする。 本によりなさべってきとりあっかいを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。 さらに、令和6年4月 | 日から施行された改正障害者差別解消法では、 事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供についても 養務化されました。
- ・この事例集は、県や市町村に寄せられた相談事例を紹介することにより、障がい者への差別が、私たちの身近な場所でも起こりうるものとして考えていただきたいと思い作成しました。
- ・ 障がいのある人・ない人が分け隔てなく、"誰もが、誰かの、たからもの。"であるように、共生社会の実現に向けて、相談事例を通じて皆で考え、取り組んでいきましょう。

② 障がいを理由とする不当な差別的取扱いとは

「不当な差別的取扱い」とは、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなどです。

「正当な理由」※があると判断した場合は、障がいのある人にその理由を説

がい、リケット
明し、理解を得るよう努めることが大切です。

※「正当な理由」に相当するのは、客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合です。

「正当な理由」があるかどうかは、個別の事案ごとに具体的な場面や状況に おう そうごうてき きゃっかんてき はんだん ひっよう 応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

【不当な差別的取扱いの具体例】

れいわ ねん がつ にち ごうりてきはいりょ ていきょう ぎ む か ないかくふ ばっすいリーフレット「令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました」(内閣府)から抜粋



保護者や外断者がいなければ一律に気能を断る



障がいのある炎点けの物件 はないと言って対応しない

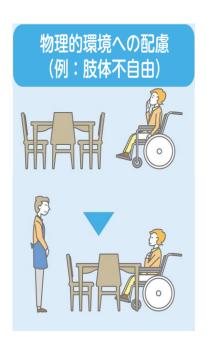


障がいがあることを理由として、障がいのある人に対して 一律に接調の質を下げる

③ 合理的配慮の提供とは

「合理的配慮の提供」とは、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思のではかいます。 これになりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な変更や調整を行うことです。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、障がいを理由とする差別にあたります。

ごうりてきはいりょ ぐたいれい 【合理的配慮の具体例】



筆いす利用者の節し出にだ じて、筆いすのまま箸蓆で きるようにする



弱視難聴の芳からの静し出 に応じて、芡きな文字で筆 談する



学習障がいのある芳に、タ ブレットでのホワイトボード の撮影を認める

- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と
 ったいおう
 にかいけんとう
 を対応について、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を
 がいたいることが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と
 い言います。
- 障がいのある人からの申出への対応が難しい場合でも、障がいのある ひと じぎょうしゃとう そうほう も 人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代わりの手段を見つけていくことができます。

けんせってきたいわ ぐたいれい 【建設的対話の具体例】

事業者 (習い事教室)

うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか?

防音窓の設置は、工事も必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか?

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか?

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。 着用の際には声掛けや 手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないで しょうか。



障害のある人の

保護者

(発達障害)





飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。 こどもにイヤーマフを持っていかせ、 先生がお手伝いしてくれるからね、 と言っておきます。



4 相談事例

事例①

タンデム自転車の公道走行を認めてもらいたい

※【タンデム首転車】 2人乗り用としての構造を持ち、かつ、ペダル装置が縦が前に設けられた 首転車です。視覚障がい者の芳等もサイクリングを楽しむことができます。

しょう 障がい者団体から、公道でタンデム自転車の走行を可能にしてほしいと要望書が出された。

たいおう



全国におけるタンデム自転車の解禁状況や事故発生状況を踏まえ、関係機関、 だんたいとうとしているが、けんとうかいをいっし、しちょうそんとうにないする意見調査を行い、島根県道路 団体等と試乗会や検討会を実施、市町村等に対する意見調査を行い、島根県道路 交通法施行細則を改正し、タンデム自転車の公道での走行を可能にした。

事 例 ②

ほけんがいしゃ だいひっ 保険会社で代筆してもらえない

保険加入手続き時に、障害者手帳を提示して代筆を頼んだが、手帳を見ることもなく、話も聞かず、対応してもらえなかった。

たいおう



保険会社に状況を伺い配慮ある対応をお願いしたところ、相談者の要望を聞き、 かのう たいおう 可能な対応をされた。

事例③

もうどうけん にゅうてんきょひ **盲導犬の 入 店拒否について**

飲食店に入店しようとしたところ、賞賞大を理由に入店を断られた。

たいおう



とうがいんしょくてん れんらく しんたいしょうがいしゃほじょけんほうおよ しょうがいしゃさべっかいしょうほう もと 当該飲食店に連絡し、身体障害者補助犬法及び障害者差別解消法に基づいて盲 とうけんにゅうてんきょひ たいおう あらた 専犬入店拒否の対応を改めるよう指導。飲食店側は「対応について反省しており、今後このようなことが無いよう対応を改める。」と返答した。

事 例 ④

ぽうもんしゃ けいさつかん 訪問者が警察官かどうかわからない

視覚障がいのある芳から「警察官が巡回連絡に来ると本当に警察官なのか確認できなくて不安になる」と申し出があった。

たいおう



事前に点字付き CR名刺とパトロールカードを配布。点字付き CR名刺を使用して巡回することで、警察官であると確認でき、安心感を与えられた。

※【CR名刺】警察官が使用する顔写真・氏名・連絡事項等が記載された名刺です。

事 例 ⑤

がっこうげんば、ごうりてきはいりょ 学校現場で合理的配慮をしてもらいたい

教室、机、支援者、トイレ、テスト時間の延長など、生徒の状況に合わせて配慮してもらいたい。

たいおう



学校及び教育委員会担当者が、生徒・保護者と話し合い、個々の生徒に合わせた配慮を行った。(教室の場所変更、車いす用机の配置、専用トイレの確保、体調不良やパニック時の対応、タブレット使用等の代替による学習指導・評価など)

事例⑥

じどうしゃぜい げんめんしんせいほうほう 自動車税の減免申請方法について

新型コロナ酸染予防のため、郵送による事務手続きを要望したが受け入れてもらえなかった。 障がい者は多くの基礎疾患を抱えており、感染した場合重症化しやすい。配慮をお願いしたい。ホームページで周知してもらいたい。

たいおう



事 例 ⑦

ラルマルめルセュ かリめルセュしゖん 運転免許の仮免許試験について

「ディスレクシア(書字・識字障がい)のため、仮免試験において配慮してもらいたいが、自 動車学校に断られた。」との相談を受けた市町村から、県に連絡があった。

たいおう



県から警察本部運転免許課に電話し、障害者差別解消法に基づいた合理的配慮を いらい。 うんてんめんきょ 依頼。 運転免許センター、保護者、市町村の三者で話し合い、受験時に配慮されることになった。個別対応の筆記試験により、仮免試験に合格した。

事 例 ⑧

プールの利用条件について

プールの利用条件で「精神疾患のある人は事前に相談しなければならない」となっている施設がある。理由を問い合わせたら「他のお客様がいるので」と言われた。

たいおう



市町村指定管理施設であったため、担当市町村の障がい者差別解消担当課に連絡。 はまずきれる。 はまずきれる。 にはまずきれる。 にはまずきない。 にはまずきない。 にはまずきない。 にはまずられる。 にはまずきない。 にはまずらない。 にはまずらない

事 例 ⑨

タクシー利用時の障がい者割引の対応について

「タクシー運転手が、割引対応の際、障害者手帳の中まで確認し、内容を記録した」と相談を受けた市町村から、県に連絡があった。

対応



県から中国運輸局に問い合わせ、中国運輸局から過去2度出している通達文書「タクシーの障害者割引適用時の取扱いについて」を市町村に送付し、個人情報の不適切な取扱いを行わないよう注意喚起を行った。

事 例 ⑩

でんどうくるま 電動 車いすでのタクシー利用のしづらさについて

市町村からタクシー券を配布されているが、電動車いすを利用しているとわかると、予約電話をしても軍いすを理由に断られたり、空車があってもなかなか来てもらえない。

対応



相談者が個別対応を望まれなかったため、県から旅客自動車協会に申し入れを行った。 事いすを理由に断る事の無いように、対応できない場合も、状況をきちんと 世記明し、障がい当事者に納得いただくようタクシー会社等への指導をお願いした。

⑤ 各 事 例 に つ い て

事例①は、障がい者団体の要望を受けて、法令等を改正し、環境を整備さ おいますいない。

事例⑥及び事例⑧についても、受付方法や利用条件を変更することによっ しゃかいてき とりのぞ かんきょう せいび しゃかいてき なんきょう せいび て、社会的なバリアを取除き、環境を整備された事例です。

事例②の場合は、障がい者からの相談を受けて、当該事業者に問い合わせたところ、事業者側が障がい当事者からの要望を検討し、可能な対応をされた事例です。

事例④や事例⑤、事例⑦については、障がい当事者や保護者と、自治体や じょうしょ あった はな ままか かさ 事業者がともに話し合いを重ねて、社会的バリアを取り除くことができた 事例です。

また、車いすやほじょ犬など、社会的障壁を取り除く手段として利用しているものを理由に対応を断ることは、障がいを理由とする不当な差別的取扱いとなります。事例③の場合は、ほじょ犬を理由としていますので、障がいを理由とする不当な差別的取扱いに該当する可能性があります。この事例については、自治体からの指導を受け、事業者が対応を改められました。

できりてきばいりょ しょう 合理的配慮は、障がいのある人にとっての社会的なバリアを除去することが もくてき 目的ですので、ある方法について実施することが困難な場合であっても、別の ほうほう しゃかいてき 方法で社会的なバリアを取り除くことができないか、実現可能な対応案を障が いのある人と事業者等が一緒になって考えていくことが重要です。

また、対応が困難に思われるような場合であっても、建設的対話を通じて個別の じじょうとうたが をまうゆう できょうしゃ しょう かんち しゃかいてきしょうへき じょきょ かのう アンドラ しゃかいてきしょうへき じょきょ かのう アンド で社会的障壁の除去が可能となることもあります。

まずは障がいのある人との対話を始めることが重要です。

6 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

しまねけんおよ けんないかくしちょうそん しょう りゅう 島根県及び県内各市町村では、障がいを理由とするいろいろな困りごとについ て、障がいのある人や事業者からの相談窓口を設けています。

「これって障がいを理由とする差別ではないだろうか?」「合理的配慮をしてもらいたい」「お客様からの要望にどのように応じたらよいか」など、お困りのことがあれば、各相談窓口までご相談ください。

自治体	部署	電話番号	FAX番号
松江市	しょう しゃふくしか 障 がい者福祉課	0852-55-5304	0852-55-5309
松江市	まつえ障がい者サポートステーション絆	0852-60-0400	0852-21-4001
浜田市	地域福祉課	0855-25-9322	0855-23-3428
出雲市	福祉推進讓	0853-21-6959	0853-21-6598
ますだし 益田市	障がい者福祉課	0856-31-0251	0856-31-8120
おおだし大田市	地域福祉課	0854-83-8142	0854-82-9730
安来市	福祉課	0854-23-3216	0854-32-9008
江津市	健康医療対策課	0855-52-7934	0855-52-1374
雲南市	長寿障がい福祉課	0854-40-1042	0854-40-1049
製出雲町	福祉事務所	0854-54-2541	0854-54-0052
飯南町	福祉事務所	0854-72-1773	0854-72-1775

りませた。 自治体	部署	電話番号	FAX番号
かわもとまち	健康福祉課	0855-72-0633	0855-72-0635
美鄉町	健康福祉課	0855-75-1931	0855-75-1505
おおなんちょう	福祉課	0855-95-1115	0855-95-0268
っゃのきょう 津和野町	健康福祉課	0856-72-0673	0856-72-1650
古賀町	保健福祉課	0856-77-1165	0856-77-1891
海土町	健康福祉課	08514-2-1823	08514-2-0208
に上のしまちょう 西ノ島町	健康福祉課	08514-6-0104	08514-6-0683
知 美村	村民福祉課	08514-8-2211	08514-8-2093
態岐の島町	福祉課	08512-2-8561	08512-2-6630
しまねけん 島根県	障がい福祉課	0852-22-6734	0852-22-6687

(さんこう そうだんけんすう すいい 【参考:相談件数の推移】

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
### 県	13 件	10 件	8 件	12 佐	9 件	9 件	61 件
市町村	16 件	11 件	11 件	10 件	13 件	7 件	68 件
ごう けい 合 計	29 件	21 件	19 件	22 件	22 件	16 件	129 件

⑦参考情報

I. 内閣府ポータルサイト

障害者の差別解消に向けた 理解促進ポータルサイト &

------ 合理的配慮を知っていますか -----

https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/

しょうがいしゃ さ べつかいしょう む り かい そく しん 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

快索



2. 島根県障がい福祉課ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/shogaisha/



3. あいサポート研修用映像



https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/aisupport/kenshu.html

